

# 一般財団法人青森陸上競技協会倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人青森陸上競技協会（以下「当法人」という。）定款第3条に規定されている目的を達成するため、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、次の者に適用する。

- (1) 当法人の評議員、理事、監事、顧問並びに職員（以下「役員等」という。）
- (2) 当法人の加入団体、登録者、その他陸上競技の選手及び指導に関わる者（以下「登録者等」という。）

## (基本的責務)

第3条 当法人の役員等及び登録者等は、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することとはもとより、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 本法人の役職等及び登録者等は、次のような行為を行ってはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力
- (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、他者に不利益やダメージを与えたり、不快にさせる行為。
- (3) 人種・思想・信条・障害の有無・性別・性的指向等に関する差別
- (4) 不適切な金銭処理
- (5) 不適切な指導
- (6) 試合の不正操作
- (7) 違法賭博
- (8) ドーピング
- (9) 反倫理的言動の黙認や隠ぺい
- (10) スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らし合わせて、不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為
- (11) 反社会的勢力等

## (違反による処分)

第5条 役員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反した場合は、次のとおりとする。

- (1) 役員等については、戒告、役職の停止又は取り消し、解任、除名その他必要に応じた処分。
- (2) 登録者等については、警告、戒告、競技会への出場停止、資格停止、登録抹消、除

名、その他必要に応じた処分。

(処分の決定)

第6条 倫理・コンプライアンス委員会（仮称）は、違反に対する調査を行い、その結果を理事会に報告する。理事会は、報告に基づいて処分を決定し、速やかに当事者本人並びに当事者の加入団体に文書にて通知する。ただし、役員等及び加入団体に対する処分については、評議員会の決議によらなければならない。

(不服申立)

第7条 処分について意義があるときは、当法人会長に対し再審査を求めることができる。当法人の決定に対する不服申立は、前条通知後1カ月以内に文書にて行わなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により改正及び廃止を行うことができる。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項は、関係する法令に従うものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月23日から施行する。